

双葉地方水道企業団 水道事業 経営戦略改定【概要版】

第1章 はじめに [本編 P1～]

- ・経営戦略は、公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくために策定する、中長期的な経営の基本計画である。
- ・双葉地方水道企業団の水道事業においては、平成 28（2016）年度（平成 29（2017）年 1 月）に平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度の 10 年間を計画期間とした経営戦略を策定している。
- ・現経営戦略の 10 年間の計画期間において、避難指示区域の再編や一部避難指示の解除等をはじめとして本企業団水道事業を取り巻く環境は大きく変化してきている。このため、最新の推計値による事業収支計画の見直しが必要と判断し、経営戦略の改定を実施するものである。
- ・この度の改定においては、計画期間を令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度までの 10 年間とする。

第2章 事業の現況[本編 P4～]

- ・令和 6（2024）年度末時点の給水戸数は 9,834 戸で震災前の平成 22（2010）年度末の 17,927 戸に比べ 54.86%、有収水量は 2,225,362 m³で平成 22（2010）年度末の 5,907,448 m³に比べ 37.67%あり、水道料金収入の大幅な減少が続いており、厳しい経営環境となっている。
- ・料金体系は「基本料金」と「従量料金」とで構成されている。
- ・構成団体 5 町のばらばらな水道料金を段階的に統一した水道料金体系であり、平成 20（2008）年 4 月 1 日に改定されて以降は、消費税によるものを除き改定されておらず、現在の給水人口の減少や物価高騰という環境下において、将来的に迎える水道施設の大規模な更新需要等を勘案した料金改定の実施について検討が必要である。
- ・令和 6（2024）年度経営比較分析表における経営指標は次のとおりです。

経常収支比率	： 86.57%（類似団体平均 105.08%）	[本編 P15]
累積欠損金比率	： 348.21%（類似団体平均 10.80%）	[本編 P16]
料金回収率	： 31.69%（類似団体平均 90.78%）	[本編 P17]
給水原価	： 482.42 円（類似団体平均 202.75%）	[本編 P18]
施設利用率	： 34.91%（類似団体平均 55.47%）	[本編 P18]
有収率	： 51.07%（類似団体平均 76.97%）	[本編 P19]

- ・経営指標のとおり、経常収支比率が100%を下回り赤字を抱え、営業収益に対する累積欠損金の割合を表す累積欠損金比率は348.21%と類似団体平均を大幅に超えており、多額の累積欠損金を抱えている危機的状況である。また、料金回収率は100%を大きく下回る31.69%と給水に係る費用を給水収益で賄えていない状況である。
- ・施設利用率も類似団体平均を下回り、3割強であることから将来の給水人口推移に合わせた施設のダウンサイジング等の経営改善の検討が必要である。
- ・給水原価が類似団体平均の2倍以上となり、有収率が類似団体平均を下回る理由としては、原発事故による避難が続き給水人口が少なくても、水質管理や漏水修繕による管洗浄等で配水量が多いことが挙げられる。

第3章 将来の事業環境[本編 P22～]

1 給水人口の予測[本編 P23]

- ・構成団体がそれぞれ策定している「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における人口推計を算定基礎とし、その人口動向を踏まえ給水人口の将来予測を試算した。

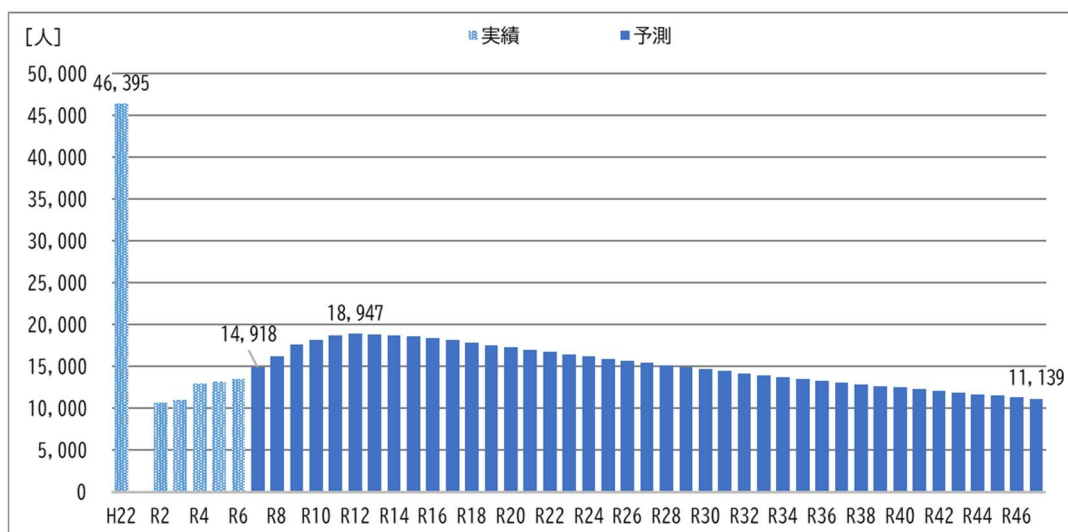


図 3-1 給水人口の実測値と予測値推移

- ・試算の結果、住民帰還による人口の増加は令和12（2030）年度まで続くものの、以降は人口減少が続く見通しとなった。

2 有収水量の予測[本編 P24]

- ・給水人口の予測を基に家庭用の有収水量を算定し、さらに工場用及びその他の有収水量を合わせて、年間有収水量を推計する。

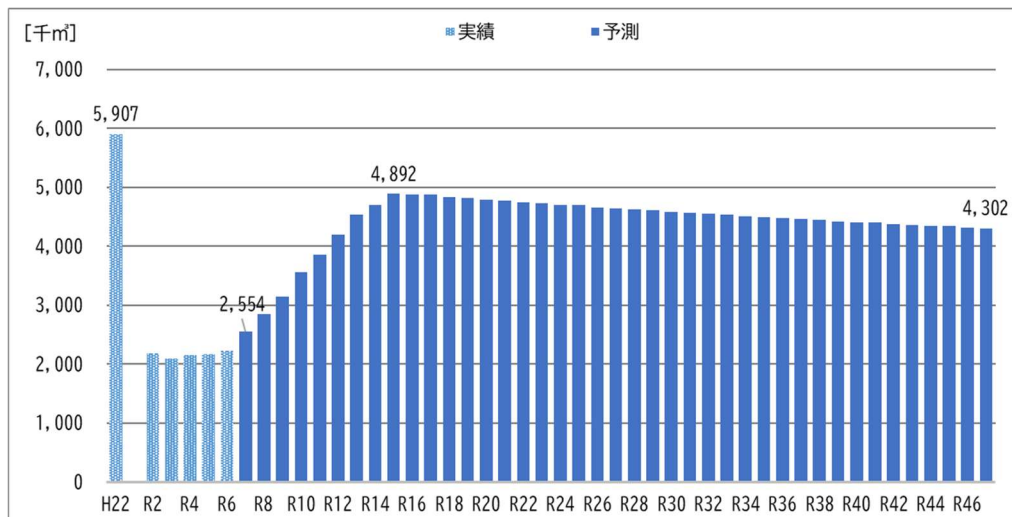


図 3-2 有収水量の実測値と予測値推移

・試算の結果、住民の帰還による人口増加及び工場用需要の増加によって、令和 15（2033）年度にかけ増加するが、その後は給水人口同様に減少で推移する見込みとなった。

3 料金収入の見通し[本編 P25]

・料金収入の予測は、上記の有収水量予測に令和 6（2024）年度の供給単価（152.86 円/m³）を乗じて試算する。

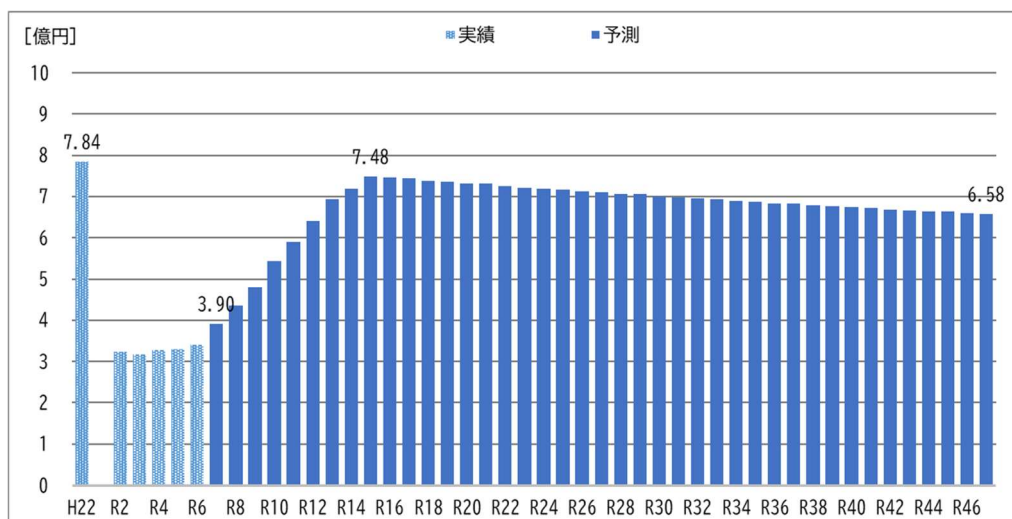


図 3-3 料金収入の実績値と予測値推移

・試算の結果、料金収入は有収水量同様に住民の帰還による人口増加及び工場用需要の増加によって、令和 15（2033）年度にかけ増加するが、その後は減少で推移する見込みとなった。

4 施設の見通し[本編 P26]

・令和 5（2023）年度に策定した「アセットマネジメント計画」によると、令和 6（2024）年度における経年化資産は 8.3%、老朽化資産は 10.1%で、法定耐用年数を超過して使用している資産は 18.4%となっている。これらの施設設備について更新を実施しなかった場合は、令和 46（2064）年度時点では、経年化資産 25.2%、老朽化資産 55.4%となり、法定耐用年数を超過して使用している資産は 80.6%となる見通しである。

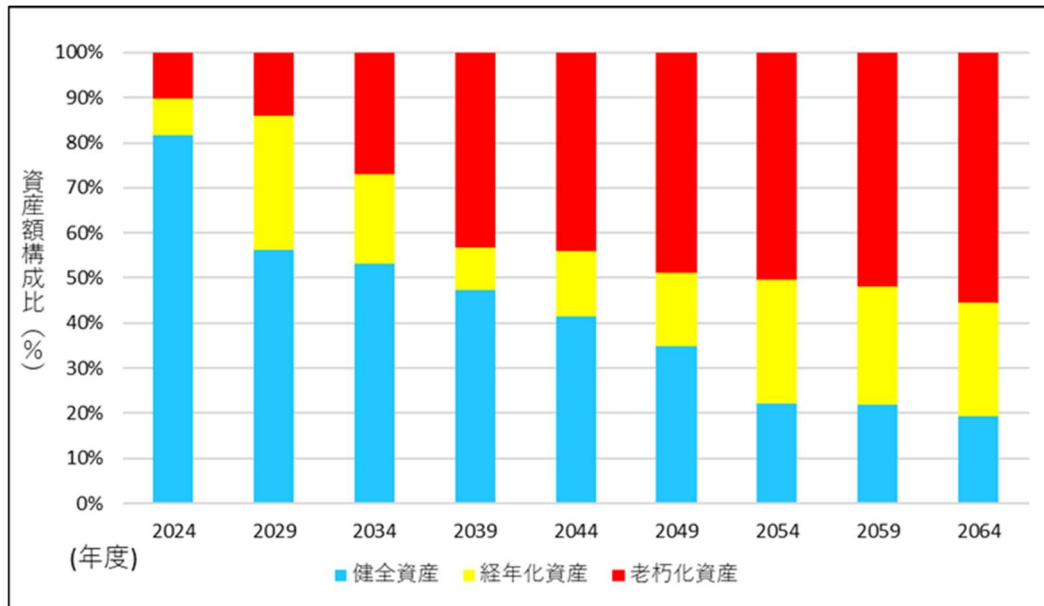


図 3-4 構造物及び設備の健全度（更新しない場合）

※健全資産 経過年数が法定耐用年数以内の資産

経年化資産 経過年数が法定耐用年数を超え、1.5 倍の資産

老朽化資産 経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産

・これらの施設設備を適切に維持するために、更新基準年数で更新を行った場合の更新需要を以下に示す。

表 3-3 更新需要[本編 P27]

年度	2024～2028年	2029～2033年	2034～2038年	2039～2043年	2044～2048年	2049～2053年	2054～2058年	2059～2063年	合計
更新需要 (百万円)	46,785	13,395	9,423	8,430	12,063	11,245	6,705	13,634	121,679
1年あたり (百万円)	9,357	2,679	1,885	1,686	2,413	2,249	1,341	2,727	24,336

・優先順位をつけ計画的に更新する必要があるため、今後の更新計画を策定することが必要である。

第4章 経営の基本方針[本編 P28～]

・水道事業における経営の基本方針は、新水道ビジョン（令和7（2025）年3月作成）に掲げた方針を引き続き踏襲するものとする。

基本理念

くらしの『安全』・『安心』を支え、『安定』した未来につなぐ双葉の水

基本方針	基本施策	実現方策
安全	1.水源の保全	水源の水質とダムの底質の監視・管理体制の継続・強化
	2.水質管理体制の維持・強化	水質検査計画に基づく水質管理と検査結果公表の継続 配水管への自動水質監視装置の設置
	3.「水安全計画」の実効性向上	「水安全計画」における妥当性の確認と実施状況の検証
強靱	4.「水道施設総合整備計画」の策定	「水道施設総合整備計画」の策定・運用 ・「水道施設未来構想」の策定・運用 ・「水道施設耐震化計画」の策定・運用 ・「水道施設津波・浸水対策計画」の策定・運用 ・「水道施設土砂災害対策計画」の策定・運用 ・「水道施設停電対策計画」の策定・運用 ・「水道施設・管路整備計画」の策定・運用
	5.危機管理体制の維持・強化	緊急非常事態に対する即応体制の強化 応急給水・応急復旧に向けた協力体制の強化
持続	6.経営の健全化	水道事業経営戦略の改定 水道料金改定の検討
	7.業務の効率化	デジタル化の推進 ソフト面における広域連携の推進
	8.帰還・移住等環境整備事業の推進	福島再生加速化交付金（帰還環境整備）事業の継続 「基幹産業新興計画」の検討

・「安全」、「強靱」、「持続」の基本方針を基に、それぞれ基本施策及び実現方策を掲げております。

第5章 投資・財政計画[本編 P31～]

1.4 投資・財源試算（現状維持）[本編 P38～]

- ・料金収入は、第3章 将来の事業環境の3 料金収入の見通しを基準とする。
- ・投資額は、これまでの建設改良費の実績値や限られた人員で実施可能な更新費用等を勘案し、年度あたり15億円の費用を見込むこととする。
- ・現状維持ケースから試算した結果は以下のとおりとなりました。

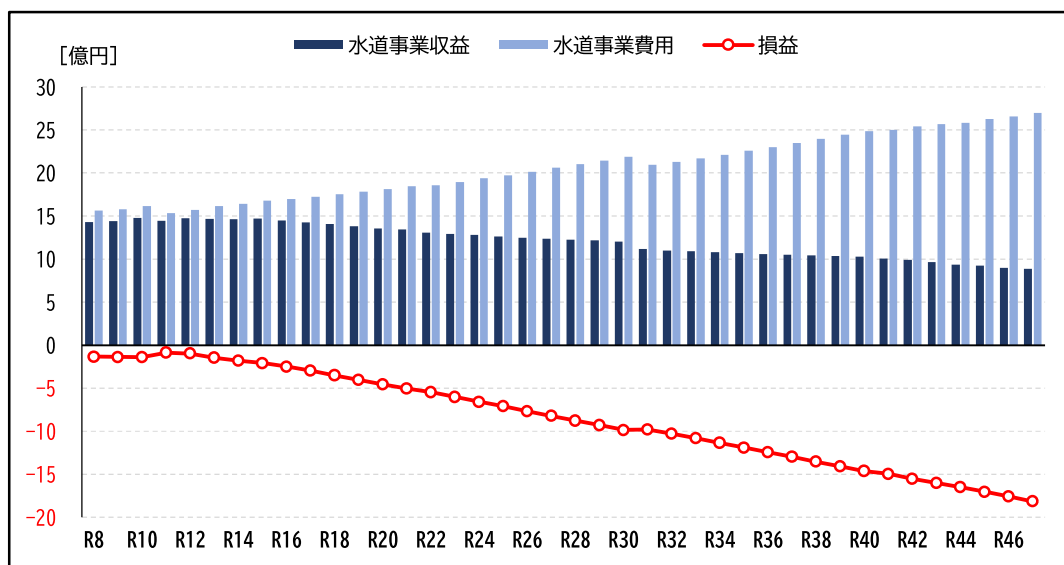


図 5-1 収益的収支の推移（現状維持ケース）

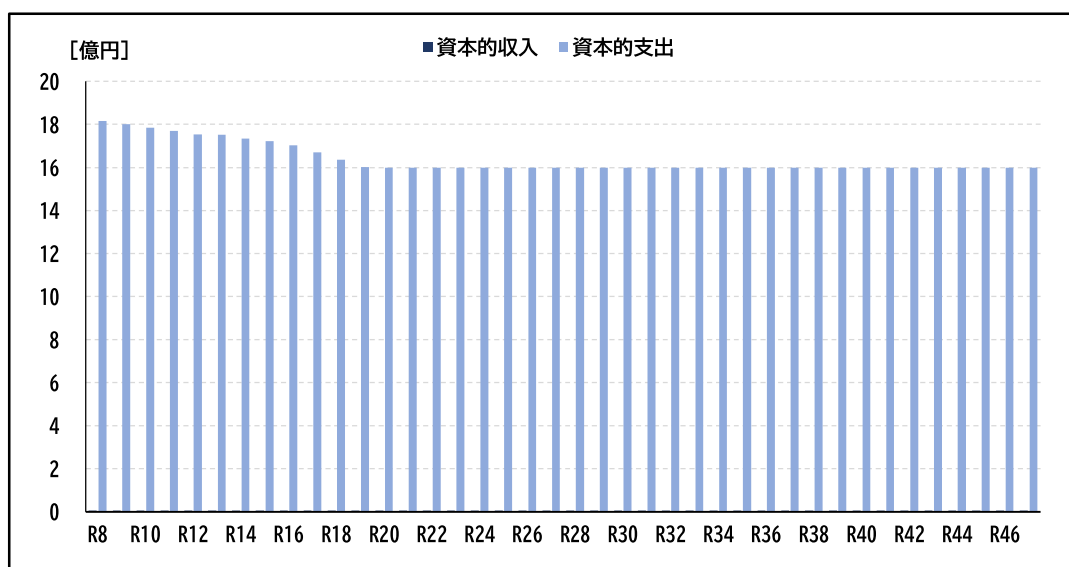


図 5-2 資本的収支の推移（現状維持ケース）

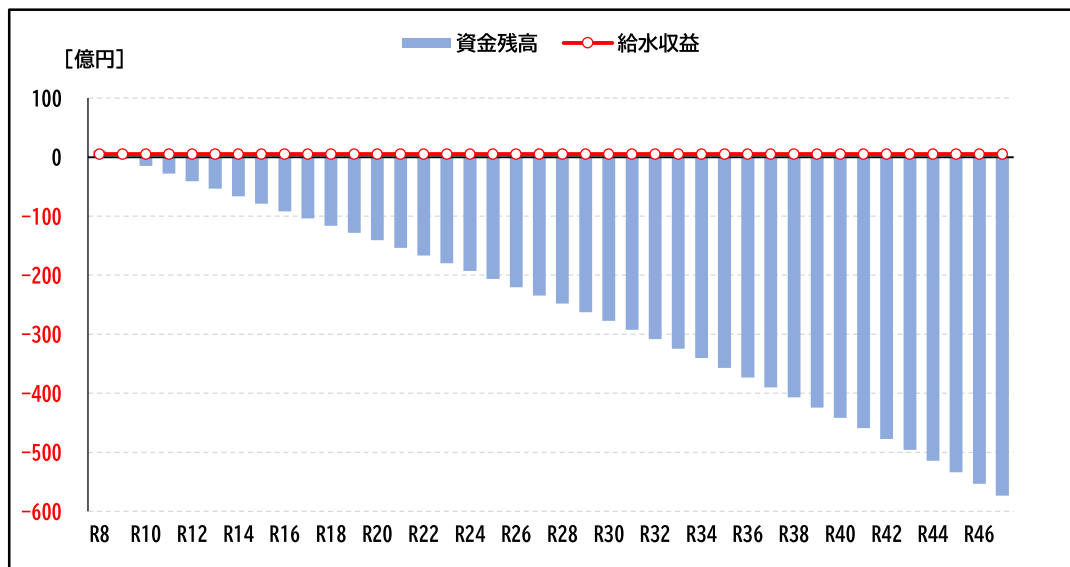


図 5-3 資金残高の推移（現状維持ケース）

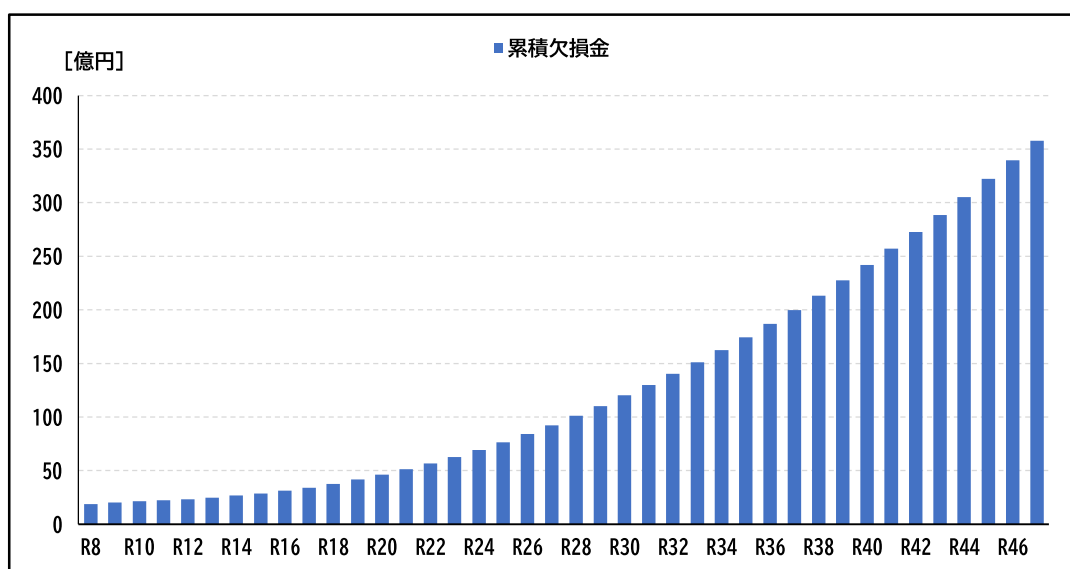


図 5-6 累積欠損金の推移（現状維持ケース）

・試算の結果現状維持ケースでは、損益は赤字で推移し、人口減少に転じる令和 12（2030）年度以降は赤字額が拡大する見込みとなり、これに伴い累積欠損金もさらに増加する見込みである。また、資本的収支においては、企業債の活用をしない場合、資金残高はマイナスで推移する見通しである。

・このことから、現行の料金水準では事業の運営及び施設更新に必要な資金を確保することが困難であり、加えて累積欠損金の拡大が続く見通しであることから、適正な水道料金についての検討が必要であることが示された。

1.5.5 投資・財源試算（料金改定ケース②）〔本編 P48～〕

- ・水道法関連法令及び公益財団法人日本水道協会が定める「水道料金算定要領」に基づき算定期間を令和 9（2027）年度から令和 13（2031）年度までの 5 年間とする。
- ・財源目標の「損益黒字」及び「5 億円以上の資金残高水準の確保」、に加え「20 年以内に累積欠損金の解消が見込める水準」及び「健全な経営と利用者負担のバランスのとれた料金水準」を考慮して、改定率 35%の料金改定を行ったケースについて試算した結果を以下に示します。

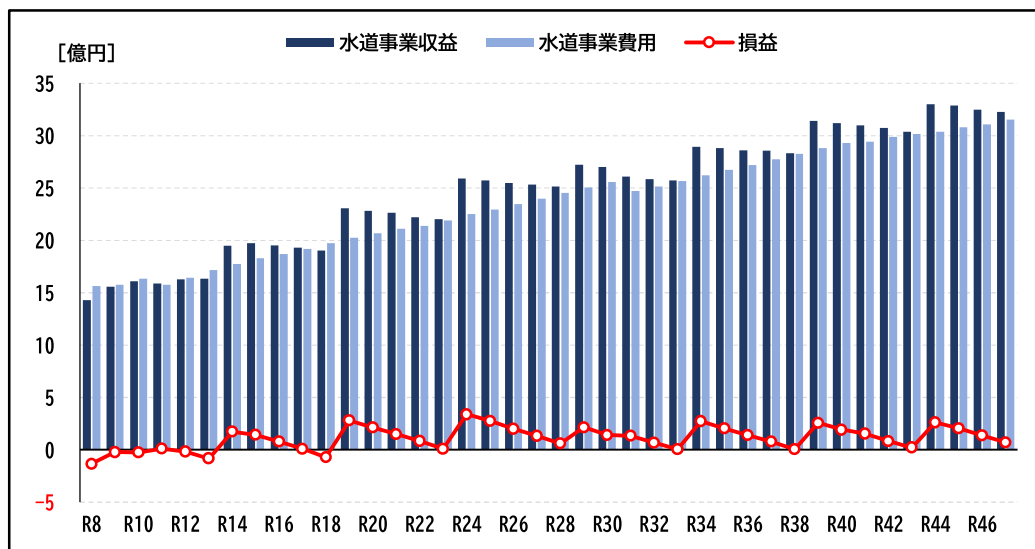


図 5-13 収益的収支の推移（料金改定ケース②）

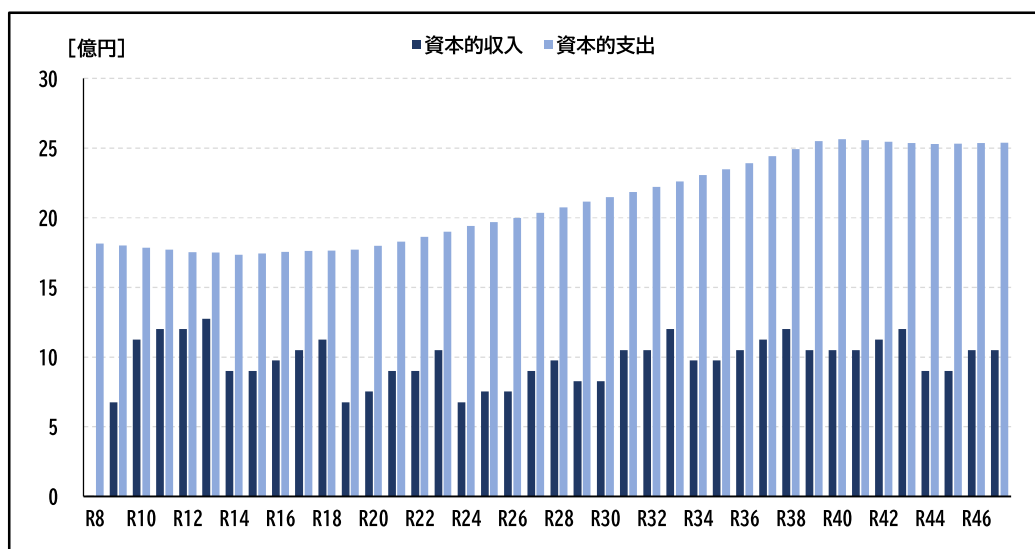


図 5-14 資本的収支の推移（料金改定ケース②）

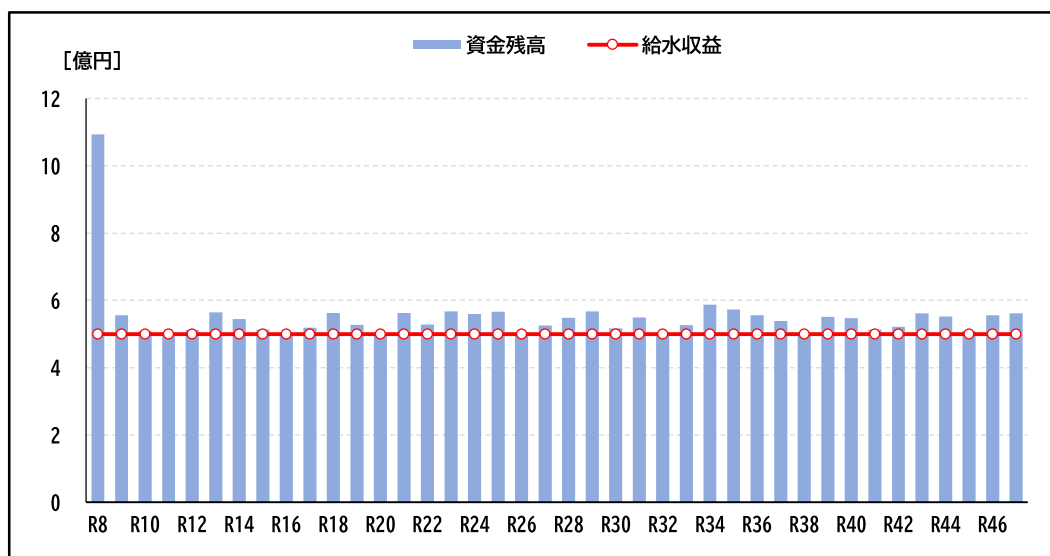


図 5-15 資金残高の推移（料金改定ケース②）

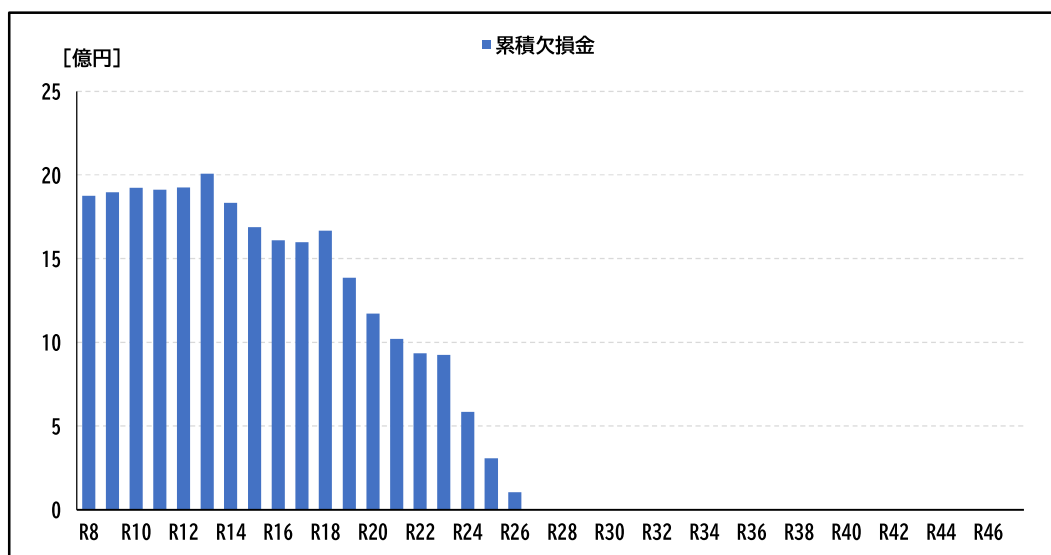


図 5-18 累積欠損金の推移（料金改定ケース②）

・試算の結果、料金改定率を 35%とした場合、算定期間中に一部赤字の発生する年度があるものの、資金残高 5 億円を確保でき、さらに 5 年後の令和 14（2032）年度に 35%の料金改定を実施することで、収益的収支は黒字となり、令和 27（2045）年度には累積欠損金の解消を達成できる見込みとなった。

第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項[本編 P56～]

・将来にわたる安定的な事業運営のために、PDCA（計画・実行・検証・見直し）サイクルを活用し、投資・財政計画の進捗状況を定期的に評価し、計画と実績の乖離がないか検証するとともに必要な対策を講じます。

・本計画については、今後も概ね5年ごとに見直しを検討するなど適正化を図ることとします。



図 6-1 PDCAサイクル

